

# 慶応3年の憲法構想

～赤松小三郎・津田真道・松平乗謨・西周・山本覚馬

関 良 基

The Constitutional Designs in 1867, Japan:  
Kosaburo Akamatsu, Mamichi Tsuda, Norikata Matsudaira,  
Amane Nishi, and Kakuma Yamamoto

Yoshiki SEKI

## Abstract

In 1867, the last year of Edo period, there was a wave of making Japan's constitutional designs. These constitutional designs were drafted by either Tokugawa administration or *samurais* from pro-Tokugawa clans. Even if there had been no Meiji Restoration, Japan would have been able to create a constitution and a parliament. This paper examines the five constitutional plans drafted by Kosaburo Akamatsu, Mamichi Tsuda, Norikata Matsudaira, Amane Nishi, and Kakuma Yamamoto and shows that there could have been alternative scenarios in Japan's modernization.

キーワード：憲法構想，幕末議會論，天皇，議會，国民の権利と義務

## I はじめに

「大政奉還」と呼ばれる政治変動が発生した慶応3年（1867），政体改革を求める建白書が相次いで提出されている。いずれも日本の政治制度を近代化しようという意図の下で提案されたものであった。主なものを提出の順番に挙げれば以下のようなになる。

慶応3年 5月17日：赤松小三郎「御改正之一二端奉申上候口上書」

6月24日：薩土盟約「約定書」

9月 津田真道「日本国総制度・関東領制度」

10月3日：土佐藩「大政奉還建白書」

10月18日：松平乗謨「病夫譚語」

- 11月     : 西周「議題草案」  
11月     : 坂本龍馬「新政府綱領八策」  
慶応4年 6月     : 山本覚馬「管見」

これらの中で、赤松小三郎、津田真道、松平乗謨、西周、山本覚馬の五つの建白書は「憲法草案」といってよい水準のものである。西周の「議題草案」は研究蓄積があるものの<sup>(1)</sup>、残り四つの一般的な知名度はそれほど高くない。これらの初期憲法草案は、史料的に紹介されることはあっても<sup>(2)</sup>、横断的に分析し、これらの構想の特徴を比較検討するという作業はなされてこなかった。

従来、大政奉還に至る政局の流れは、慶応3年6月の坂本龍馬の「船中八策」を起点として、それが同月の土佐藩と薩摩藩で結ばれた薩土盟約の「約定書」に結実し、その盟約から薩摩が離脱したが、土佐藩は単独で「大政奉還建白書」を提出し、徳川慶喜はそれを受け入れたと説明されてきた。土佐・薩摩中心の叙述である。しかし近年の研究では、坂本龍馬が大政奉還前の6月の段階で書いたとされる「船中八策」という文書は存在せず、後世の創作であることが指摘されている<sup>(3)</sup>。坂本龍馬が確かに書いた文書として慶応3年11月の「新政府綱領八策」があるが、これは大政奉還の後に書かれたものであって、大政奉還の前に書かれて影響を与えたというものではない。西南雄藩中心の歴史観によって、事実が歪められてきた側面は否めない。

憲法草案の作成者である5人の当時の所属を見ると、赤松は信州上田藩士、津田と西は公儀開成所教授、松平乗謨は公儀陸軍総裁で老中格、山本覚馬は会津藩士であった。彼らはいずれも徳川政権ないし「佐幕派」とされた諸藩に属していた。西南雄藩中心に組み立てられてきた従来の幕末維新史の「物語」においては、「保守的」であるはずの側に先進的な憲法草案が起草されていたという事実は不都合であったのかも知れない。「佐幕派」から出された憲法草案に、日本の近代的立憲政体を目指す萌芽が育まれていたとしたら、西南雄藩中心の歴史観は修正を迫られることになるだろう。

本稿では、慶応3年に徳川政権や「佐幕派」とされた側から建白されていた初期の憲法構想を比較検討し、それぞれ差異はありつつも、大きな流れとして、近代的な立憲政体を志向していたこと、明治維新とは異なる近代日本のオルタナティブの可能性がいくつもあり得たことを明らかにしたい。

なお、五つの中で山本覚馬の建白書のみ慶応3年ではなく翌4年の戊辰戦争の最中に出されているが、後述するように赤松や西の建白書との関連も深いこともあり、検討対象に含めることにする。

## II 「幕末議会論」に対する従来の評価

### (1) 戦後歴史学の評価

戦後歴史学の研究蓄積の中で、慶応年間の議会政治論についての評価は概して低いものであった。まず戦後の明治維新研究の方向性を規定する影響力をもったものとして遠山茂樹の『明治維新』を紐解きたい。遠山は「幕末議会論」について、「イギリス・フランスの外交官の指導」により、「中央集権的国家体制，議会制度が次第に新しい政治理念として浮かびあがってきた」<sup>(4)</sup>とし、日本人の主体性よりも、外国からの指導の側面を強調した。さらに議会論の内容については、「民の声を聴く，衆議を納れるとの王者の心構えを説く儒教的政治思想と，蘭書および中国書によって輸入紹介された欧米の議会制度の外形だけの知識とによって，次第に成形してゆくに従って，分解せんとする封建政治機構の補強救済策としての列藩会議論に定着していった。（中略）議会制度論は，もっぱら封建支配者間の対立を緩和し，封建支配秩序を再建する手段として，受け取られた」<sup>(5)</sup>と断じた。すなわち「幕末議会論」は，最終的に「列藩会議論」となって，封建的秩序を再建していくための手段として用いられるようになったという評価である。

遠山のこの評価が戦後歴史学の主流の解釈となった。代表的なものとして，憲政史を専門に研究してきた歴史学者の坂野潤治の見解を紹介しておく。坂野は，幕末議会論を「封建議会論」<sup>(6)</sup>と規定し，次のように述べている。

「大政奉還」前後の二院制論には、「政府」の権限と選出方法についての記述がまったくない。（中略）それらには議会権限についての記述も，まったくなかった。「政府」についても「議会」についても，明確な規定のなかった幕末の「公議会」論には，新政治体制を創設する力がなかったのは当然であろう。「新政府」の性格は，旧幕府軍と薩長軍が鳥羽・伏見で一戦してみても決めるしかなかったのである<sup>(7)</sup>。

すなわち，慶応年間の「封建議会論」は未熟なもので，自立した新政府を創出する力はなかったので，薩長が戊辰戦争で幕府を粉砕するしかなかったという理解である。

### (2) 大正期の評価

ところが戦前の大正期には戦後歴史学の「定説」とは全く違った見方が存在した。大正6年（1917）に出版された洪沢栄一編『徳川慶喜公伝』は，土佐藩の「政権奉還建白書」に先立つ議会論として，大久保忠寛（一翁），横井小楠，赤松小三郎などの議会政治論を紹介し，これらの議会政治論の流れが「揆を一に」して「政権奉還」につながっ

たと評価した上で、「氣運の然らしむる所、歐洲思想の模倣とのみは言ふ能はざるなり」と総括した<sup>(8)</sup>。幕末議會論は、時勢の氣運が高まる中で生じた必然的なものであり、単なるヨーロッパ思想の模倣とは言えないのだ、と。

ついで大審院判事を務めながら憲政史研究の分野を切り開いた尾佐竹猛は、大正14年(1925)に『維新前後に於ける立憲思想』を著し、幕末議會論を、土佐藩、幕府、福井藩、その他の諸藩の順で紹介。慶応3年に議會設置の氣運は高まっており、徳川慶喜も「議會設置と大政奉還とは不可分の条件」<sup>(9)</sup>として、大政奉還に踏み切ったとする。土佐藩は、大政奉還後に諸侯會議を招集し、上院・下院の議事院を設置すべく動いていたが、薩摩・長州の武力討幕派は、議會設置と大政奉還を「切り離して、無条件の大政奉還と為し」、さらに「武力討伐を為さんと」企図。ついに戦争の勃発に至り、「砲烟、鳥羽伏見の窓を蔽ふて議會論は烟の如く消へ去った」<sup>(10)</sup>と結論する。

大正期の尾佐竹猛は、戦後歴史学の定説と真逆の主張をしていた。戦後歴史学は、幕末議會論が封建制から脱却できない未熟なものだったからこそ、鳥羽伏見で徳川軍を叩く必要があったと考えてきたのに対し、尾佐竹は幕末議會論の先進性を評価し、薩長が武力討幕に踏み切らず、鳥羽伏見の戦いがなければ、平和裏に議會政治に移行していたはずであると主張していた。実際のところはどうかだろう。

### (3) 赤松小三郎再評価の動き

戦後において、尾佐竹史観を継承していた歴史学者が大久保利謙であった。津田真道と西周の研究をライフワークとしていた大久保は、彼ら二人がオランダ留学から持ち帰った学問は「最初から国策の源泉たる性格を持ち、実践的色彩が濃厚である」とし、津田の「日本国総制度・関東領制度」と西の「議題草案」を、「両者ともわが国政の基本を考案した憲法私案とも言うべきもの」<sup>(11)</sup>と評価している。ただし、幕末議會論をこのように積極的に評価する大久保利謙ですら、津田と西を評価する一方で、それよりも先進的な構想を提示していた赤松小三郎や山本覚馬については何も語っていない。

近年になって赤松小三郎の構想に注目する研究が見られるようになってきた。奥田晴樹は、幕末議會論では「領主支配と身分秩序を解体していくような深度での改革は、提起されていない」と、定説通りに「思想的限界」を指摘しつつも、戦後歴史学が無視していた赤松小三郎の建白書に着目し、赤松の構想が実施されれば、「結果として領主支配と身分秩序の解体へと連動する可能性を内包」していたとし、「ここに、『公議政体論』の、一つの到達点を見出すことができよう」と結んでいる<sup>(12)</sup>。赤松の構想に封建体制を崩す可能性を見出したという点、戦後歴史学の定説とは異なる一步踏み込んだ評価であろう。

青山忠正は、大政奉還に至る政局を分析する中で、薩摩と土佐が平和的に政権を徳川

から朝廷に移管させようという慶応3年6月の薩土盟約の構想に、赤松小三郎の建白書が影響を与えた可能性を指摘している<sup>(13)</sup>。筆者も、赤松小三郎の憲法構想は議会制民主主義を求めたものであると論じた<sup>(14)</sup>。岩下哲典は、赤松の構想の「民主的」側面とともに、佐幕派も倒幕派も取り込んだ「オールジャパンの国家構想」であったと評価している<sup>(15)</sup>。

### Ⅲ 憲法草案が提出された背景

五つの憲法草案が提出された背景を概観したい。大きく分けると、津田・西・松平の三つの建白書は、徳川政権の人間が、内部からの改革案として起草したものである。これに対し、赤松小三郎と山本覚馬の建白書は様相が異なる。赤松と山本は、主として薩摩が討幕しようと振り上げた拳を降ろさせようと、薩摩と徳川を和解させようという意図で書かれたものなのである。

#### (1) 津田真道と西周

津田真道と西周の二人は、開成所の教授手伝並として文久2年(1862)から慶応元年(1865)まで徳川政権の派遣留学生としてオランダのライデン大学に学び、シモン・フィッセルリング教授から自然法、国際公法学、国法学、経済学、統計学の五科を伝授された<sup>(16)</sup>。

二人は、慶応元年12月にオランダ留学を終えて江戸に戻り、慶応2年4月にフィッセルリング教授の講義録の訳述を命じられた。津田は、フィッセルリング講義の中の国法学を担当し、日本初の西洋法学の専門書となる『泰西国法論』、西は国際公法学を担当し『万国公法』の訳述にそれぞれ取り組んだ。しかし、二人がこれらフィッセルリングの講義録を出版することができたのは徳川政権終焉後の慶応4年のことになる<sup>(17)</sup>。

それに先立つ慶応2年9月、津田と西の二人は京都で政務をとっていた徳川慶喜から呼び出された。西は京都に留め置かれたが、慶喜にフランス語を教える他、あまり重要な仕事は与えられなかった。津田の方は、当面は用なしということになって江戸に戻るようになった。津田は江戸に戻って訳業の傍ら、大政奉還の前月の慶応3年9月に「日本国総制度・関東領制度」を起草。西は大政奉還翌月の11月に徳川慶喜の諮問を受けて「議題草案」を提出した<sup>(18)</sup>。

なお津田の憲法草案は、連邦政府としての「日本総政府」と旧徳川領を引き継ぐ連邦構成国としての「関東領」の制度(憲法)をそれぞれ述べているが、本稿では連邦憲法としての「日本国総制度」のみ検討対象とする。

## (2) 松平乗謨

松平乗謨は、三河奥殿と信州佐久の田野口に分散した領地を持ち、合わせても1万6000石という小大名であった。本来は老中になれる家格ではない。松平は、ペリー来航直後の嘉永6年(1854)には、いち早く領内に農兵制度を設け、本拠と定めた佐久の田野口に西洋式の五稜郭(龍岡城)を築城するなど、西洋式の近代化を追求した人物である<sup>(19)</sup>。その能力を買われて慶応2年に27歳の若さで公儀の陸軍総裁かつ老中格という異例の昇進を遂げた。

翌年に政権返上(大政奉還)の報を受けると、江戸にいた松平乗謨は老中の稲葉正邦とともにただちに上京し、徳川慶喜に対し、政権返上と引き換えに議会政治を導入しようという新政権の政体構想を建白した。政権返上から4日後の慶応3年10月18日のことであった。この松平乗謨の建白書は「病夫譚語」と題されている。

## (3) 赤松小三郎

赤松小三郎は信州上田藩士であり、慶応元年(1865)に1862年版の最新式のイギリス陸軍の軍隊訓練の教本(*Field Exercises and Evolutions of Infantry*)を加賀藩士の浅津富之助とともに訳出し『英国歩兵練法』として出版、英国式兵学の第一人者として知られるようになった<sup>(20)</sup>。慶応2年10月には薩摩藩に招かれ、同藩の京都藩邸で英国式兵学を教授した。門人には、野津道貫、野津鎮男、東郷平八郎、上村彦之丞など後年の日本陸海軍の指導者たちが多数含まれている。同時に赤松は、会津藩の山本覚馬が京都に設立した会津洋学校の顧問も務めた。

赤松は、倒幕派と佐幕派の双方にまたがる人脈を最大限に活かし、慶応3年5月に建白書を起草し、越前・薩摩・徳川政権など各方面に提出した<sup>(21)</sup>。赤松は、特定の藩に肩入れしない自由な立場で動き、対立する双方の陣営に同じ建白書を出し、互いを和解させ、挙国一致で議会政治を実現しようとした。

薩摩藩は、赤松が建白書を出した翌月の6月には土佐と約定を結び、平和的に政権を移行させた上で議会政治の実現を目指す可能性の模索を始めた(=薩土盟約)。これは赤松の提案した方向性であった。しかし、8月になって薩摩首脳は方針転換をし、土佐との盟約を破棄し、長州と組んで武力討幕に向かう。赤松は、西郷隆盛に武力討幕を思いとどまるよう必死に説得に努めたが、上田に帰国しようとしたところを、薩摩藩の武力討幕派である中村半次郎らの刺客団によって暗殺されてしまった<sup>(22)</sup>。

赤松小三郎の建白書は、越前藩の松平春嶽に提出したものが「御改正之一二端奉申上候口上書」、島津久光と徳川政権へと提出したものが「数件御改正之儀奉申上候口上書」とタイトルが若干異なるが、略せば、ともに「御改正口上書」となる。なお赤松が、徳

川政権にも同様な建白書を提出していたことは2016年に発見された新事実である<sup>(23)</sup>。

#### (4) 山本覚馬

会津藩士の山本覚馬は藩主の松平容保が京都守護職に任命されると、容保とともに入京し、公務の傍ら洋学研究にも没頭した。慶応2年には藩士のみならず門戸を広く開いた洋学教育機関として会津洋学校を開設し、その顧問として赤松小三郎と西周を招請した。会津洋学校で学んでいた廣沢安宅は「覚馬は在京有司に謀り、慶應2年、藩洋学校を京都西洞院の寺院に設く。(中略)覚馬の京都に在るや、西周助、廣瀬元恭、栗原唯一、赤松小三郎等に交り、専ら西洋文明の事を研究す。(中略)又幕府の洋学侍講西周助及び上田藩赤松小三郎を請ふて顧問に充つ」<sup>(24)</sup>と記している。西周と赤松小三郎と山本覚馬の三名は互いに親交を深めていた。

山本は、薩摩藩の軍事教官であった赤松小三郎に依頼し、小松帯刀と西郷隆盛に交渉してもらって会津と薩摩の和解を模索していたとも証言している。鳥羽伏見の戦いが勃発すると、会津藩士の山本覚馬は薩摩藩に捕縛され、藩邸内の牢に閉じ込められた。獄中で視力を失いながらも、山本は薩摩藩当局に宛てた上申書を口述筆記して提出した(慶応3年3月)。その中には「万事一洗、彼此嫌疑氷解仕度奉存候二付、昨卯年六月私儀赤松小三郎ヲ以テ、御藩小松氏西郷氏江其段申述候処、御同意二付」<sup>(25)</sup>と記されている。すなわち山本覚馬は、薩摩藩が会津藩にかけている嫌疑を氷解させ、薩摩と会津を和解させようと、薩摩の軍事教官である赤松小三郎に依頼して小松帯刀や西郷隆盛などの薩摩首脳と談判してもらっていたというのである。

この上申書に続いて獄中の山本が薩摩藩に提出したのが「管見」であった。「管見」には、議会政治、三権分立、学校建設、殖産興業、通貨改革、肉食の奨励などの提言がされ、赤松小三郎の建白書と重なる部分が多い。さらに山本の「管見」の特徴として、製鉄、通貨、衣食、太陽暦への転換、醸造、公衆衛生、医療等への提言があり、近代の産業振興策のマスタープランとしての側面も大きい。こうした産業政策や公衆衛生への提言は他の四つの建白書にはないものであるが、これは憲法論の枠を超えるので、本稿では割愛する。

## IV 五つの憲法草案の比較

五つの建白書の比較検討に入りたい。各人の憲法草案の原文は以下の史料から引用した。以下、五つの建白書からの引用文は、煩雑を避けるため注を付けないが、いずれも下記文献からのものである。

- ・赤松小三郎「御改正口上書」  
『鹿児島県史料 玉里島津家史料（五）』鹿児島県歴史資料センター黎明館，1996年，194～198頁。  
『続再夢紀事（六）』，東京大学出版会，1977年復刻，245～252頁。
- ・津田真道「日本国総制度・関東領制度」  
大久保利謙・桑原伸介・川崎勝編『津田真道全集（上）』みすず書房，2001年，253～266頁。
- ・松平乗謨「病夫譚語」  
東京大学史料編纂所『維新史料綱要』7巻289頁。「維新史料稿本データベース」<sup>(26)</sup>
- ・西周「議題草案」  
大久保利謙編『西周全集』第2巻，宗高書房，1962年，167～183頁。
- ・山本覚馬「管見」  
青山霞村，『増補改訂 山本覚馬傳』京都ライトハウス刊，1976年，212～228頁。

赤松小三郎の建白書は，越前藩の松平春嶽に提出したものが『昨夢紀事』，薩摩藩の島津久光に建白したものが『玉里島津家史料』と，公刊史料にそれぞれ収録されている。津田と西の憲法草案については，大久保利謙らが編集した全集にそれぞれ収録されているので，それを用いた。松平乗謨の「病夫譚語」は，公刊史料に全文が収録されたものは見当たらないので<sup>(27)</sup>，東京大学史料編纂所の『維新史料綱要』と連動した維新史料稿本のデータベースにあるものを用いた。山本覚馬の「管見」は，青山霞村の『山本覚馬傳』に全文が収録されている。

本稿では憲法上重要である，天皇，議会の権限，議員の選出方法，内閣と行政，国民の権利と義務，地方自治，軍事という，七つの項目に絞って，それぞれの論者の論点を比較検討する。比較結果をまとめたものが表1である。

## (1) 天 皇

赤松小三郎の「御改正口上書」（以下，赤松案）において，天皇は「天子」と呼ばれる。天子を補佐するため，「大閣老」以下6人の「宰相」を選出して内閣を組織，これを「朝廷」（＝行政府）と定義する。天皇は行政府の長であるが，実質的な行政は内閣が担うと想定されている。また，「朝廷」は議会の決定に意見を述べることはできるが，最終的な拒否権はない。

津田真道の「日本国総制度」（以下，津田案）において天皇は「禁裡」と呼ばれ，通常は政治に参画しないが，「極重大之事件は禁裡之勅許を要す」とされる。ただし，「極重大事件」がどのような事案を指すのか具体的な規定はない。

表1 五つの憲法構想の比較

起草者名	赤松小三郎	津田真道	松平乗謨	西周	山本覚馬
建白当時の肩書	上田藩士／薩摩藩の兵学教授／会津洋学校顧問	開成所教授	陸軍総裁・老中格	公儀目付、徳川慶喜側近	会津藩公用人
出身藩	上田藩	津山藩	奥殿藩・龍岡藩	津和野藩	会津藩
建白書名	御改正之一二端奉申上候口上書	日本国総制度	病夫諭語	議題草案	管見
提出時期	慶応3年5月	慶応3年9月	慶応3年10月	慶応3年11月	慶応4年6月
提出先	松平春嶽／島津久光／徳川政権	不明	徳川慶喜	徳川慶喜	薩摩藩
天皇	行政府の長。議会決議に拒否権なし。	通常は政治に参加せず。「極重大事件」のみ勅許を下す。	権限は十分に明記されず。議会決議に拒否権はなし。	改元、暦法、叙爵、神仏両道の長。議会決議に拒否権なし。	叙爵、度量の制定、神仏儒の長、議会の議長を任命。
議会	立法権。すべての国事を決議。  上院：公卿・諸侯・旗本より30人を入札で選出。  下院：国をいくつか束ねた選挙区より入札で130人を選出。	立法権を行政府と分掌。  上院：各藩の藩主。  下院：国民10万人につき1人の議員を「推挙」。	立法権。行政権と司法権も下院に直属。  上院：諸大名から10名を選出。  下院：大名・小名の中から30名を選出。	立法権。内閣の人事を承認する権利。上院議長は大君が兼任。  上院は各藩の藩主。  下院は各藩が藩士を1人選出。	立法権。  上院：公卿と諸侯より。  下院：藩士より選出。1万石で0.5人、5万石で1人、10万石で2人、20万石で3人の割合。
内閣と行政	天皇の下に内閣を組織。「大閣老」など6人の大臣と高官を議会が選出。議院内閣制。	連邦政府の「大頭領」を選出。6人の大臣は大頭領が任命。	下院の直属して外務や財務の行政が行われる。議会統治制度。	徳川家当主が世襲で大君職を継承し、行政府の長となる。大君は5人の大臣を任命する。	記載なし。
国民の権利・義務	法の下での平等。個性の尊重。職業選択の自由。勤労の義務。義務教育。納税の義務と課税の平等化。ただし遊楽業への税は重くする。	記載なし	記載なし	記載なし	職業選択の自由。均分相続。身分・財産を不問に平等に教育を受ける権利。女子教育の振興。平等に課税するが、遊芸・遊郭などの税は重く、生活必需財への税は軽く。
地方自治	記載なし	藩はそのまま連邦制。	藩に代わって州郡を設置。州ごとに地方議会を設置。	藩はそのまま。	封建制と郡県制の中間を模索。
軍	最新鋭の兵器を備え、平時は軍人の数を少なく。常備軍は陸軍2万8000人、海軍3000人。日頃軍事訓練し、戦時は国中の男女が民兵。	大頭領が全国軍務の長官。ただし徳川家の支配する関東領の陸軍はそのまま。	諸藩の軍をなくし、大君が国軍の軍事指揮権を一元的に掌握。	当面、従前通り軍は徳川と諸藩がそれぞれ持つ。	藩士は禄に応じて一家に一人ないし0.5人を兵士として出す。徴兵制。

松平乗謨の「病夫譚語」（以下、松平案）において天皇は「主上」と呼ばれ、国家元首である。議会の決議事項について「決議之事ハ容易ニ主上モ御議論不被為在候様」「右之通王制御施行」とされ、議会の決議に対し、天皇に拒否権はなく、それを承認・施行しなければならないことが明記されている。

西周の「議題草案」（以下、西案）において天皇は「禁裏」と呼ばれ、以下の権利を持つ。「欽定之権」（議会で可決した法案を欽定する権利であるが、法案への拒否権はない）、「紀元之権」（改元の権利であるが、災害等を理由に改元してはいけない）、「尺度量衡之権」（長さや重量の単位を定める権利であるが、改正には議会承認が必要とされる）、「神仏両道之長たる権」、「叙爵之権」、「高割兵衛ヲ被為置候権（各大名から1万石につき2名の兵卒を徴する権利）、「大名より貢献之奉被為受候権（大名からの贈り物を受け取る権利）」である。さらに、「禁令」として「公卿殿上人は山城国より外出不叶」とされている。皇族と公卿は山城国から出てはいけないという。天皇は、祭祀と儀礼に特化した存在である。

山本覚馬の「管見」（以下、山本案）において天皇は「王」とされ、「官爵ノ権、度重ノ権、神儒仏ノ権、議事院ノ吏長ヲ黜ル権是ハ専ラ王ニ帰スベキ」と記されている。西案に似ているが、議会の議長を罷免する権利が追加されている。

五つを比較してみると、天皇の職務を主に祭祀や儀礼に限定した西案と山本案が似ており、親交があった二人が日頃こうした問題を話し合っていたことをうかがわせる。赤松案と松平案は、いずれも天皇は議会の決定に従うべき存在と規定されている。五つの構想に天皇に政治的な大権を持たせようという発想は見られず、君臨すれども統治せずの原則に沿っていると言えるだろう。これが慶応年間の議会政治論者の標準的な発想であった。政権を掌握した薩摩・長州を中心とする藩閥政権は、天皇を神格化するとともに、軍の統帥権など強大な権力を付与したが、彼らは徳川方の知識人の標準的感性から乖離していたといえるだろう。

## (2) 議会の権限

赤松案において議会は「議政局」と呼ばれ、上局と下局に分けられる。「此両局にて総而国事を議し、決議」とされているから、議会は国権の最高機関である。議会権限としては「旧例之失を改め、万国普通之法律を立、并ニ諸官之人撰を司り、万国交際、財貨出入、富国強兵、人才教育、人気一和之法律を立候を司り候」とされる。立法、条約の締結、予算の策定の他、行政の諸官吏を人選する権利まで含まれている点がユニークである。

津田案において議会は「制法上下両院」と呼ばれる。立法権は「制法之大権は制法上下両院と総政府の分掌」と規定されている。すなわち立法は、議会と行政府がそれぞれ

分担して行う。その他の議会の役割として「日本全国政令之監視」、すなわち行政府を監視する権限が規定されている。

松平案において議会は「議事院」と呼ばれ、上院と下院がある。「先下院ニ而議決候處ヲ上院ニ而猶議決著相成候上御施行」とされていて、法案の先議権は下院にある。「法御国政都而右両所之議ヲ経而御奏聞」とされ、「法度」すなわち立法権は議会に帰属し、「国政」すなわち行政権も議会に付属する。「下院ニ會計外国曲直裁断之職ヲ分」と述べられ、下院の中に「会計（財務）」や「外国（外交）」の行政機能も設けられる。「曲直裁断」は裁判権を指すので、司法機能までも下院に直属させようとしている。松平案は三権分立ではない。議会に行政機能や司法機能も付属させようという議会統治制度なのである。

西案において議会は「議定院」と呼ばれ、「今議定院相立ち、是ニ立法之権あり」とされ、立法権は議会に帰属する。他の議会権限として、「公府高割税入之多寡（租税の税額を決定すること）」「内外征伐和睦 臨時之大評議（開戦・終戦の判断）」「外邦交際之大法（条約の締結）」が挙げられている。また、世襲制の徳川「大君」が任命した5人の宰相（大臣）について、議会はその大臣人事を承認する権限がある。さらに5人の大臣の中の少なくとも一人は現役の議員から任命せねばならないと規定されており、行政と議会が相互に権力を抑止する仕組みになっている。

山本案において議会は「議事院」と呼ばれ、これも上下に分かれる「議事者（立法権者）ハ事を出スノ権（行政権）ナク、事ヲ出ス者（行政）ハ背法者ヲ罪スルノ権（司法権）ナク、其三ツノ中ニ権壹人ニ依ル事ナキヲ善トス」と記され、議会の立法権と三権分立を規定している。

五つの案を比較すると、津田案のみ議会与政府が立法権を分担して持つとされているが、それ以外は議会に立法権が帰属している。また松平案のみ、立法権と行政権が分立せず、議会上院に行政権と司法権も直属しているが、これは三権分立のなかった徳川政権の行政機構を基本に考えているためであろう。

### (3) 上院と下院の議員選出方法

つぎに上院と下院の議員の選出方法を比較してみよう。赤松案において上院議員は公卿・諸侯・旗本の中から30人を「入札（選挙）」で選出すると規定されている。下院については、「下局八国之大小ニ応して、諸国より数人ツゞ、道理ニ明なる人を自国及隣国之入札ニ而撰抽し、凡百三十人」と規定されている。すなわち、下院については、国をいくつか束ねた大きな選挙区より数人ずつ、合計で130人を「入札」で選出する。さらに「其両局人撰之法ハ、門閥貴賤ニ拘らず、道理を明弁し、私無く且人望之帰する人を公平ニ撰むべし」と明記され、身分や財産制限のない普通選挙で下院議員を選出する

としている。これは日本で初めての普通選挙の提言である。

津田案において、「制法上院は万石以上たるべきこと」とされているので、1万石以上の大名が自動的に上院議員となる。当時万石以上の大名は300人ほどいたから、議員数は300名となる。下院議員については「日本全国民の総代にして、国民十万人に付壹人ツヽ推挙」と記されている。下院は藩の枠組みを超えて、国民10万人につき1人の議員が「推挙」される。この「推挙」とは、今日の「選挙」の意味で使っていると思われる。津田も身分や財産の制限を付けていないので、普通選挙を志向している。当時の日本の総人口は3,000万人ほどであるから、10万人につき1人の議員を選ぶと下院の議員定数も300人となる。

松平案において「上院議事官十名 諸大名之内ニ而人選」とあり、上院議員は10名で諸大名の中から選出する。なお「御当家ニ而ハ上院議事之上位」と規定され、上院議長は徳川大君が世襲で就任する。下院議員は「大名小名無差別人選」とあり、石高を問わず大名・小名（旗本）から30名を選出すると定められている。松平案では上下両院の議員数はこのように少なく、議員資格は、上院は諸侯のみで、下院は大名と旗本にのみ与えられる。

西案で「上院は萬石以上大名列席」とあるので、すべての大名が自動的に上院議員となる。「下院は藩士壹藩壹人」とあり、各藩の代表として藩士を一人選出することになる。庶民の被選挙権については、「百姓町人も未タ文盲之時ニは」として、識字能力の欠如を理由に参政権を退けている。

山本案で上院議員は「縉紳家又ハ諸侯」とあるので、公卿ないし諸侯より上院議員を選出する。下院議員については諸藩の藩士から選出されるとされ、1万石で0.5人、5万石で1人、10万石で2人、20万石で3人の割合で議員を選ぶことになっていた。庶民の参政権については、「文明政事開ニ從テ四民ヨリ出ベシ然レドモ方今人材非士ハナシ」としている。すなわち下院議員は、当面藩士に限定しつつ、文明開化が進んで人材教育が行き届けば庶民にも参政権も認めることを想定している。

五つを比較しよう。西案は、上院議員が藩主で下院議員がその家臣ということなので、藩の枠組みはそのまま、確かに「列藩会議論」と言われるのも否めない側面がある。しかし他の案はそうではない。赤松案は、庶民も含めて普通選挙で下院議員を選出しようとし、選挙区も藩単位ではなく、より大きな選挙区から国民代表を選ぼうとしている。山本案も文明開化が進めば庶民にも参政権を広げるべきだと考えており、国民国家化を志向している。津田案はドイツを参考にしたと思われる。1867年当時、まだドイツ統一は完成していなかったが、プロイセンを中心に北ドイツ連邦が形成されていた。北ドイツ連邦は、連邦を構成する諸領邦の代表からなる連邦参議院と、国民の代表からなる帝国議会を持つ二院制で、帝国議会の方は男子25歳以上の普通選挙が導入されていた。

津田案における上院は、各藩の大名によって構成されるから、ちょうどドイツ連邦参議院に相当し、藩の垣根を超えた国民代表から成る下院はドイツ帝国議会に対応する。津田案の上院は確かに封建制の枠組みであるが、下院は近代的である。連邦制の津田案も「列藩会議論」の枠を超えたものである。

松平案もユニークな内容である。松平案では、上院が10名、下院が30名と議員数が最小である。松平乗謨は下院に行政機能も持たせる議会統治制度を志向している。おそらく、上院は徳川政権の老中と若年寄を合わせたもの、下院は勘定奉行・外国奉行・寺社奉行・町奉行など江戸の行政機構を拡充したものとして考えていたのであろう<sup>(28)</sup>。松平案は西洋の統治機構を模倣しようとしておらず、徳川政権の延長上に近代国家化を目指そうとしていた。西洋とは異なる日本独自の近代化の方向性を模索していたのである。

#### (4) 内閣と行政

赤松案は、「天子ニ侍する宰相ハ大君・堂上方・諸侯方・御旗本之内、道理ニ明ニシて方今之事務ニ通し、万国之事情を知り候人を撰て六人を侍せしめ、一人ハ大閣老ニ而国政を司り、一人ハ錢貸出納を司り、一人ハ外国交際を司り、一人ハ海陸軍事を司り、一人ハ刑法を司り、一人ハ租税を司る宰相とし、其以下之諸官吏も皆門閥を論せず人撰」としている。すなわち、天皇の下に首相、財務大臣、外務大臣、陸海軍大臣、司法大臣、税務大臣の6人の大臣を選出して内閣を組織する。議会権限に「諸官之人選」があることから、大君・公卿・諸侯・旗本より選ぶ6人の宰相は主に上院議員から、大臣を支える諸官は主に下院議員から選出することを想定していたと思われる。議院内閣制である。

津田案において「総政府の大頭領は兼て日本全国軍務の長官たるべき」とされ、連邦政府の「大頭領」が国軍司令官も兼任する。連邦政府は、「国内事務、外国事務、海軍、司法、寺社、財用・貨幣鑄造・会計」の6局を設け、その「参与」は大頭領が任命する。しかし、肝心の大頭領の選出方法は記載なしである。

松平案においては、先に述べたように下院の中に行政機能も持たせようとしていたので、議会から独立した内閣は存在しない。

西案では「大君は行法之権之元首と立て」とあり、徳川家当主が世襲で大君職を継承し、行政府の長となると定められていた。大君は「全国事務府」「外国事務府」「国益事務府」（道路、鉄道、鉱山開発、海運など）「度支事務府」（財務）「寺社事務府」という5つの官庁の宰相（大臣）を任命し、行政を行う。既述のように、その人事には議会の承認が必要であり、宰相のうち的一名は必ず議員になることとされていた。

山本案は、内閣のような行政機構の説明が欠落している。

以上のように、赤松案・津田案・西案は、5人ないし6人の大臣からなる内閣を組織

して行政機構を運営しようとしている。赤松と西は、議会在閣の大任を任命ないし承認するので、議院内閣制と言ってよいだろう。ただし西案は、徳川家の世襲大君が行政の長であると同時に上院議長も兼ねるという点、大君に過大な権限と実務負担を与えすぎると思われる。

その点、津田案は、関東領の世襲「大君」と「総政府（連邦政府）」の「大頭領」を分離している。津田研究者の大久保利謙は、大君が大頭領も兼任することを想定していたと推定する<sup>(29)</sup>。しかし筆者は、おそらく津田は大君と大頭領は同一人物になることも可能であるが、別人であってもよいと想定されていたと推測する。というのも、世襲制の大君では、器量が伴わない場合、連邦政府の大頭領を兼任するのはあまりに荷が重い。だからこそ、津田は、大君と別に「大頭領」を設置したのであろう。大君に十分な能力があれば大頭領になることも可能だが、そうでなければ大頭領は有能な人物を別を選ぶべきと考えていたのではあるまいか。

#### (5) 国民の権利と義務

津田・松平・西という徳川政権の内部から出て来た建白書には国民の権利と義務についての規定は見られない。この規定があるのは赤松案と山本案である。

赤松案には「国中之人民平等ニ御撫育相成、人々其性ニ準て充分を尽させ候事」とある。「国中之人民平等ニ御撫育」とは簡潔な表現ではあるが、すべての国民一人ひとりを平等に扱って育てということなので、近代憲法の根幹である法の下での平等を含意しよう。「人々其性に準じ充分を尽させ」とは、人間一人ひとりの個性や適性に合わせ、それぞれが自分のやりたい仕事を選んで存分に尽くすべきということなので、国民が個人として尊重され、職業選択の自由もあることを含意していると言えるだろう。これに続いて、納税の義務として「百姓之年貢掛り米を減し、諸民諸物ニ運上を賦し、遊楽不要ニ関り候諸業諸品ハ運上之割合を強くし、諸民平等ニ職務ニ尽力」とある。これは農民に対して重すぎる税率を引き下げ、あらゆる職種へ平等に課税せよということである。ただし賭博など遊楽の業種については例外として税率を高くせよという。また、教育については「漸々諸学校を増し、国中之人民を文明ニ育候儀、治国之基礎」とする。すべての国民に教育を与えよというのだから、義務教育の規定である。

山本案には「人ヲ束縛セズ、其所好ヲナシ長技ヲ尽クサシム可シ」とある。諸個人が束縛されず、その個性や長所を伸ばすようにすべきということであり、個性の尊重や職業選択の自由も含意されているといえるだろう。また「従来上下隔絶ノ弊ヲ止メ、貴賤混淆学術技芸ヲ磨シメ、官ニ当ルハ貴賤等級ヲ不諭」とある。身分制度をなくし、「貴賤」で差別することなく、誰でも学芸を磨き、官吏の採用にも出自を問うなどということである。教育については、「先ツ人材ヲ教育スベシ」「才女ハ猶ホ学バスベシ」とあり、

女子にも高等教育を受けさせる必要性を唱えていることは特筆されてよい。納税については「四民共ニ賦ヲ平均スルヲ善トス」「遊芸其外遊女屋等益ナキ者ニハ多分賦ヲ収シメ」とある。課税の平等化を唱えつつ、しかし賭博や遊郭などは「益なき」とし、例外的に税を重くすることを唱えている。また、財産について長子相続から均分相続への転換も訴えている。

以上のように、赤松と山本の提言には、国民の平等と基本的人権の確立が希求されている。課税の平等化と、例外として賭博や遊郭などに対しては税率の引き上げが唱えられている点など、同様の提言である。親交のあった二人が、日頃こうした問題を議論していたのであろうことをうかがわせる。

奥田晴樹は、赤松が「国中之人民平等ニ御撫育相成」とするのを、課税の平等化のみを指すのであって、身分制度の解体まで踏み込んだものではないと論じた<sup>(30)</sup>。しかしそれに続く「人々其性ニ準て充分を尽させ」という規定は、身分による職業の世襲化や序列化を否定する文言であろう。また赤松は、議員の選出や官吏の人選についても、「門閥」や「貴賤」を考慮してはならないと繰り返し述べていることから、身分制の廃止を目指していることは明らかであろう。

#### (6) 地方自治

地方自治に関して、赤松案・津田案・西案・山本案は藩の存続を前提としている。しかし西以外の三名は藩の力を弱めようとしている。赤松は、上院も下院も議員選出の母体を藩から切り離すことにより、立法府を藩のしがらみから解放しようとしている。津田案は、日本を徳川の関東領、禁裏の山城国、その他の大名領からなる連邦国家と規定し、その上で下院議員は藩とは無関係に国民代表を選ぶことにより、封建制度を近代的な連邦国家へと発展させようとしている。山本案は、「封建ト郡県トノ間ノ制度ヲ立ツベシ」としており、藩は当面そのまましつつも、藩を近代的自治体へと移行させようというものであった。

明確に藩の廃止を志向しているのは、松平案である。松平案では、各藩の領地の3分の2を召し上げ、「州郡」を設置し、州郡ごとに上下の地方議会を設置。州郡議会も上・下に分け、藩主は州郡の上院議員に、藩士は「入札」で下院議員になるというものであった。これは廃藩置州構想とでも呼び得るものである。封建制度の廃止と近代的な中央集権体制を構築しようという方向性が明らかである。従来、明治維新政府であったからこそ廃藩置県を断行できたと考えられてきたが、松平案の存在は、徳川政権であっても廃藩置県を断行した可能性を示している。

しかしながら、松平案を実行に移そうとした場合、外様の西南諸藩は激しく抵抗していたであろう。松平も、これに抵抗する諸侯は、断然武力で討伐せよと主張しているの

で、内戦の勃発は避けられなかった。この構想は、明治維新の逆バージョンで、内戦に徳川が勝利して、諸侯の力を削いで、徳川が「廃藩置州」を断行するというシナリオである。

戦後歴史学は、幕末議会論が藩の廃止を訴えていないことをもって、封建制の再建策と論じてきた。しかし松平案は明確に廃藩を志向しているし、赤松案、津田案、山本案も藩の力を弱めようという志向性が見られる。赤松は民主的な選挙で議員が選出されれば、あとは領主権や身分制度などの諸問題も、議会の立法によって自ずと改革されていくと考えていたと思われる。それは赤松が、議会の主務として「人気一和之法律を立」と論じている通りである。

## (7) 軍 事

赤松案には、「兵ハ数寡くして、利器を備へ熟練せるを上とす」とあり、平時には最新鋭の兵器を備えることを前提に必要最小限の軍備を訴えている。常備軍は志願兵制であり、陸軍2万8,000人、海軍3,000人。常備軍は最初のみ武士から選抜するが、徐々に庶民に門戸を広げた志願兵制に切り替えていく。外国から攻められた場合、この兵力では到底足りないので、松平春嶽宛の建白書には「乱世ニハ国中之男女尽く兵ニ用立」とある。戦時には国中の男女がすべて民兵として防衛にあたるというのだ。そのため「諸民皆其土地へ教師を出して平常操練せしめ」とする。戦時に備えて全国民が定期的に軍事訓練を受けよということである。これは徴兵制ではなく、ふだんは各々の仕事をしながら定期的に軍事訓練を受けるという構想だ。

津田案では、海軍は「総政府」（＝連邦政府）の所管、陸軍は旧徳川領である関東領の所管とされている。そして連邦政府の大頭領が「全国軍務の長官」となる。陸軍を徳川家が掌握し続けるというのは、徳川の権力を温存させるための幕臣としての苦心の案であろう。

松平案には、「諸大名私家の兵卒留置候ニ不及義ニ御制度御定」とある。各大名の個別の軍事力は廃止せよということである。さらに「御当家御始諸大名尽く高三分之ニヲ上納」「御国之海陸軍御設各地要所ニ屯営」「全国守護之兵と仕候」「御当家ニ而全国守護兵之惣御指揮」とする。すなわち、徳川家も大名も領地の3分の2を上納し、それを財源に「全国守護之兵」（＝国軍）を建設し、全国各地に駐屯させ、徳川大君は国軍の総司令官となるべきという。

西案では、「兵馬戦艦の権は公儀御領は御領限り、諸大名封境内は境内限」とあり、当面は従来通り徳川領も各藩の領内も、それぞれ自前の軍事力で防衛することになっており、国軍の創設は将来の課題となっている。

山本案では、「軍卒ハ禄ノ大小ニ因リ一家ヨリ一人或ハ半人出サシム可シ、年齢十八

九ヨリ二十五迄ヲ常備兵トシ、二十六ヨリ三十迄ヲ国衛兵トシ、三十一ヨリ三十五迄ヲ第二国衛兵トス」とある。すなわち武士は禄に応じて、一家族から0.5人～1人を必ず兵役に出せということである。ただし学術技芸を志す者は、代人をたてることができる。これは武士に限定した徴兵制であるが、これを実行した場合、国軍の兵力は20万人規模になると思われる。山本の盟友の赤松が常備軍は陸海を含めて3万人程度でよいとしていたのと比べると、大規模である。

比較すると、赤松案・津田案・松平案は各藩の軍事力をなくして国軍に一元化しようとしており、西案と山本案は各藩の軍事権を当面はそのままにしている。松平案と山本案は大きな軍隊を志向しているが、赤松案は必要最小限の軍隊を唱えている。赤松案の常備軍は志願兵制で最小限に留めつつ、戦時にはすべての男女を民兵として国土防衛に当たる。すべての男女が参政権を持つ国民国家において、すべての男女が防衛義務も負うという近代民主国家の国民軍の構想といってよいだろう。

もっとも赤松は、松平春嶽への建白書で「国中之男女」と書いて、それが批判を受けた模様である。男尊女卑の強い薩摩藩に建白書を提出する際には「国中之男女」ではなく「国中之男子」と書き換えていた。

## V 結 論

慶応3年、日本で最初の憲法草案作成の波があった。徳川政権の側から出ていた憲法草案としては、津田真道と松平乗謨と西周の三つの構想があり、徳川自ら議会を設置しようと動いていたことを示している。かりに明治維新がなく、徳川が自らの政体を近代化させていったとしても、薩長政権よりも早く議会を誕生させ、立憲政体に移行していたであろう。

西案は、藩の枠組みはそのままに諸藩の代表に立法権を与えつつ、それを抑止するため行政府の長である徳川大君にも強大な権力を与えてバランスを図ろうとするものであった。松平案は、封建制の廃止と中央集権化を志向しており、統治機構は徳川政権の制度をベースに近代化を図ろうというものであった。津田案は、藩を当面そのままに封建的分権体制を継承しつつも、近代的な連邦国家へ移行させようとするものであった。

もっとも徳川方から出ている憲法草案は、大なり小なり徳川家が持つ特別な権力を温存させようとしているため、西南諸藩との軋轢は避けられなかったであろう。松平案を実施に移せば西南諸藩の激しい反発を生むことは必定であり、内戦を引き起こす可能性は高かった。徳川大君に強大な権限が集中する西案も、少なからぬ反発を生むだろう。比較的穏健なのは津田案であるが、陸軍を連邦政府の所管ではなく、徳川の所管としている点など、反発を生む要素がある。

それと比較すると、赤松案と山本案は、親徳川の立場に立つものではなく、徳川も外様諸藩も対等な立場で、天皇の下での挙国一致の新政権を目指す内容であった。特定勢力に偏向していないので、対立する諸勢力を和解させ、近代国家にソフトランディングさせる可能性はあったといえる。普通選挙で選ばれた議員からなる議会を国権の最高機関とするという赤松案は、現行憲法にも通じる内容であり、総合的に見て慶応年間の憲法構想の白眉と言ってよいだろう。赤松は薩摩の軍事教官として薩摩藩に影響力があつたから、薩摩の西郷と大久保が武力討幕に踏み切ることなく、平和的な大政奉還の路線を模索していれば、この構想は実現する可能性が十分にあったといえる。

結論として、幕末議会議論が押しなべて封建的なものであり、近代的な新政府を創出する力がなかったから武力で徳川を倒すしかなかったという、戦後歴史学の解釈は修正される必要があろう。

#### 《注》

- (1) たとえば原口清と石井孝は、西周の「議題草案」を徳川慶喜の意志そのものと見た上で、西の憲法草案が列藩同盟権力を目指すのか（原口）、それとも徳川絶対主義体制を目指すのか（石井）という解釈の相違から、激しい論争を繰り広げた。原口清『戊辰戦争』（塙書房、1963年）。石井孝『維新の内乱』（至誠堂、1968年）。  
大久保健晴は、原口説や石井説を批判し、西の構想は「行政権と立法権の制度的均衡抑制関係の構築によって、徳川家と列藩諸侯勢力との協調体制」を創出し、漸次的に近代化を促そうとしたものであると論じた。大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ [増補新装版]』（東京大学出版会、2022年、56～58頁）。
- (2) 幕末議会議論を紹介した文献としては以下のものを参照されたい。尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』（文化生活研究会、1925年）。尾佐竹猛『日本憲政史大綱（上）』（日本評論社、1938年）。尾佐竹猛『明治維新（下）』（宗高書房、1949年）。藤井甚太郎『日本憲法制定史』（雄山閣、1929年）。江村栄一『憲法構想』（岩波書店、1989年）。これらの文献に、赤松小三郎、西周、津田真道、松平乗謨の建白書は紹介されている。ただし山本覚馬の「管見」が紹介されているものはない。それぞれの建白書を横断的な視点で憲法論的に比較分析するという作業はなされていない。
- (3) 知野文哉『「坂本龍馬」の誕生』人文書院、2013年。そもそも「船中八策」とは、原本はおろか写本すら存在しない出所不明の文書であった。知野の研究によれば、「船中八策」の元になった文書は、弘松宣枝著『坂本龍馬』（明治29年、民友社刊）に書かれた「建議案十一箇条」とであると結論している。それは龍馬の縁者である弘松の「記憶」の中にあつたテキストであると知野は結論している。その後、「建議案十一箇条」からさまざまに修正が加えられ、最終的に、権威ある日本史籍協会編の『坂本龍馬関係文書』に収録されてしまい、その権威から、あたかも実在した文書であるかのように扱われることになった。
- (4) 遠山茂樹『明治維新』（岩波文庫、2018年 [原著1951年]、158頁）。
- (5) 同上。
- (6) 坂野潤治『日本憲政史』（東京大学出版会、2008年）。
- (7) 坂野潤治『未完の明治維新』（ちくま新書、2007年、45～46頁）。
- (8) 渋沢栄一編『徳川慶喜公伝（4）』（平凡社東洋文庫、1968年 [原著大正6年]、41頁）。

- (9) 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』(文化生活研究会, 1925年, 146頁)。
- (10) 前掲書, 176頁
- (11) 大久保利謙「日本国総制度・関東領制度」『大久保利謙歴史著作集5 幕末維新の洋学』(吉川弘文館, 1986年, 157~158頁)。
- (12) 奥田晴樹『立憲政体成立史の研究』(岩田書院, 2004年, 41~42頁)。
- (13) 青山忠正「慶応三年一二月九日の政変」明治維新史学会(編)『講座明治維新 第二巻 幕末政治と社会変動』(有志舎, 2011年, 229頁)。
- (14) 関良基『赤松小三郎ともう一つの明治維新』(作品社, 2016年)。
- (15) 岩下哲典「幕末日本における秩序創出の困難さ——坂本龍馬・赤松小三郎の新国家・新秩序構想と暗殺」岩下哲典他『東アジアの秩序を考える』(春風社, 2017年, 317~318頁)。
- (16) 大久保利謙「津田真道の著作とその時代」『津田真道——研究と伝記』(みすず書房, 1997年, 28~35頁)。
- (17) 前掲書, 31~45頁。
- (18) 前掲書, 55~64頁。
- (19) 市川武治『松平乗謨と五稜郭』(千曲川文庫, 1982年)。
- (20) 赤松小三郎の『英国歩兵練法』については以下の文献を参照されたい。河元由美子「幕末兵学者の英書翻訳——赤松小三郎・浅津富之助訳『英国歩兵練法』を中心に」『英学史研究』(第51号, 2018年10月, 103-109頁)。なお, 河元は, 赤松の『英国歩兵練法』を, 蘭書を介さず, 直接英書から日本語に訳された最初の訳書であるとする。
- (21) 関良基, 前掲書, 43~46頁。
- (22) 前掲書, 59~71頁。
- (23) 赤松小三郎の徳川政権宛ての建白書は, 歴史作家の桐野作人氏によって発見された(『信濃毎日新聞』2016年年6月1日)。盛岡藩の『慶応丁卯雜記』には, 「赤松小太郎卯五月幕府え建白」と書かれている。それに続いて, 「数件御改正之儀奉申上候口上書」としてほぼ島津久光宛のものと同様の内容の文章が転載されている。赤松が幕府へ建白したものを盛岡藩が転写していたことから, その存在が確認されたのである。なお, この徳川政権宛の建白書は, 大信田尚一郎氏によって翻刻され自費出版されている。大信田尚一郎『信州上田藩士 赤松小三郎 幕府宛建白書 天幕御合体諸藩一和 上下議政局』(いわて教育文化研究所, 2018年)。
- (24) 廣沢安宅(莊田三平編)『幕末會津志士傳 一名孤忠録』(著者刊, 1923年)。
- (25) 青山霞村『増補改訂 山本覚馬傳』(京都ライトハウス刊, 1976年, 208頁)。なお, 読みやすいように句読点をふった。
- (26) 松平乗謨「病夫譚語」写本は, 維新史料稿本データベースの以下のサイトにある。  
<https://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/view/idata/M00/M/20/KE147/0680> (2022年6月6日最終閲覧)
- (27) 「病夫譚語」の全文ではないが, 主要部分が抜粋紹介されている文献としては, 例えば, 尾佐竹猛『明治維新(下)』(宗高書房, 1949年, 958~960頁)を参照のこと。
- (28) この点については, 東洋大学の岩下哲典教授からご教示を受けた。
- (29) 大久保利謙「日本国総制度・関東領制度」『大久保利謙歴史著作集5 幕末維新の洋学』(吉川弘文館, 1986年, 158頁)。
- (30) 奥田晴樹『立憲政体成立史の研究』(岩田書院, 2004年, 41~42頁)。

(原稿受付 2022年6月6日)